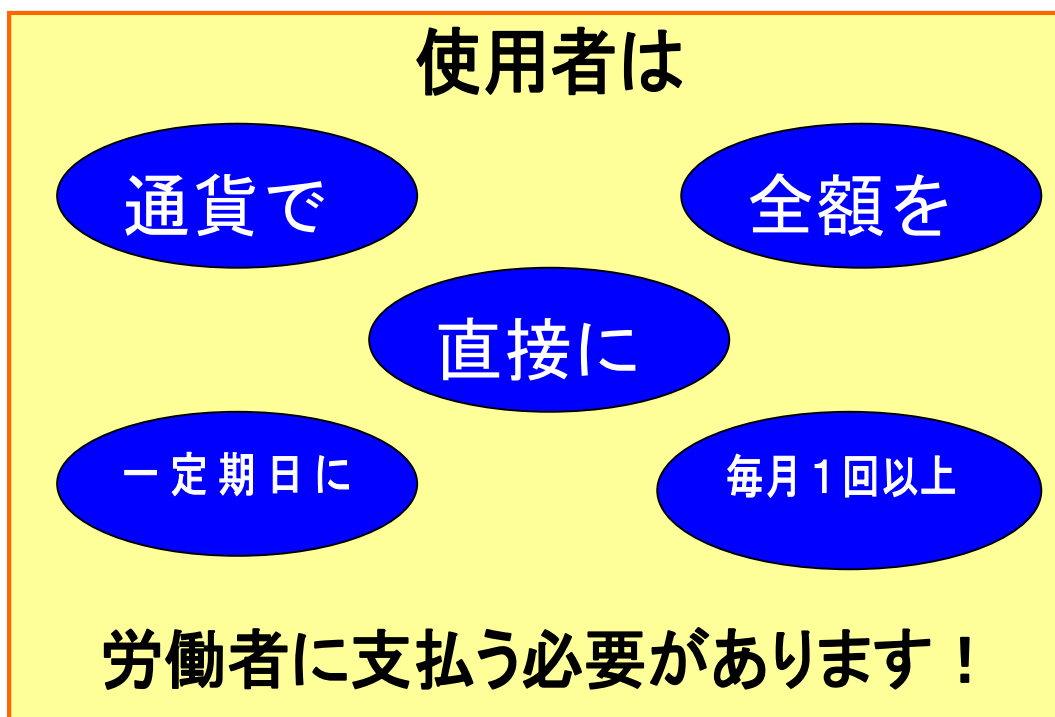


# 求人者のみなさまへ！

## 賃金は労働者へ 直接お支払いください。

### 賃金支払いの5原則(労働基準法第24条)



紹介所を通じて職業紹介を受け、雇用される求職者は、求人者のみなさまに雇用されることにより、求人者との雇用関係が成立し、求人者が労働基準法上の使用者となります。

よって、上記のとおり「賃金は労働者に直接お支払い」いただく法律上の義務が生じます。紹介所に求職者の賃金が支払われた場合（紹介所が賃金支払代行をするようなケース）は、間接払いとなり、求人者の皆様には、**30万円以下の罰金（労働基準法第120条）**に処せられる場合があります。

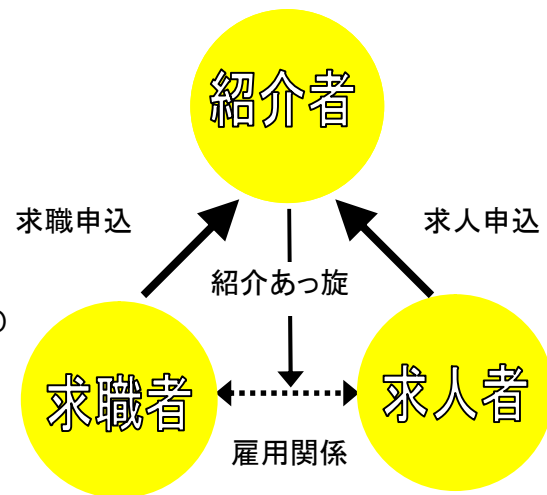
上記の詳しい内容に関しては各労働基準監督署に、また職業紹介事業や労働者派遣事業については、神奈川労働局職業安定部需給調整事業課にお問い合わせください。

厚生労働省  
神奈川労働局職業安定部需給調整事業課  
(横浜市中区尾上町5-77-2：電話045-650-2810)  
神奈川労働局労働基準部労働基準監督課  
(横浜市中区北仲通5-57：電話045-211-7351)

## 職業紹介とは・・・

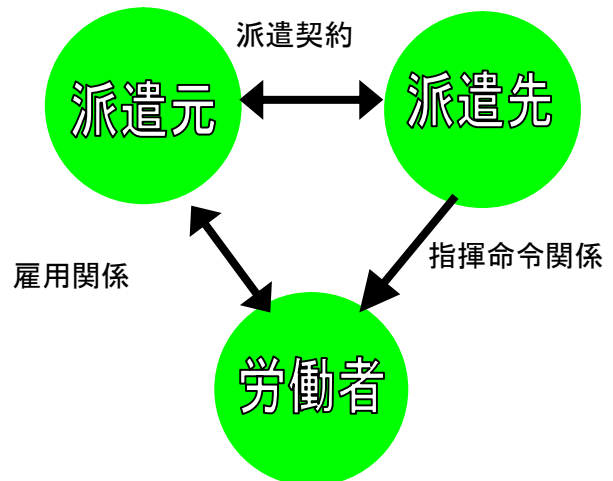
求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっ旋することをいいます。

手数料又は報酬を受けて行う職業紹介を有料職業紹介といい、職業安定法第30条の規定にも基づき、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。



## 労働者派遣とは・・・

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。労働者派遣事業も厚生労働大臣の許可又は届出が必要です。



職業紹介や労働者派遣事業の許可等については人材総合サービスサイトで確認できます！・・・・・・・・・・<http://www.jinzai-sougou.go.jp>

### 関係法令

#### 職業安定法

第30条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

#### 労働基準法

第6条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

第24条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。(略)

第2項 賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。(略)

第120条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第1号 第14条、第15条第1項若しくは第3項、第18条第7項、第22条第1項から第3項まで、第23条から第27条まで、第32条の2第2項・・・(略)・・・までの規定に違反した者